

大和市監査委員告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年12月25日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 まごころ地域福祉センター
団体 社会福祉法人 大和市社会福祉協議会
所管部局 健康福祉部 高齢福祉課
こども部 こども総務課
- 2 監査対象期間 平成31年4月～令和元年11月
- 3 監査年月日 令和元年12月25日
- 4 監査の方法 この監査は、当該団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行なわれているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

- ア 施設管理業務に関する事務
- イ 協定書等に基づく義務の履行に関する事務
- ウ 利用料金の設定に関する事務
- エ 施設の管理に係る会計経理に関する事務

所管部局に関する事項

- ア 指定管理者の選定に関する事務
- イ 施設管理に係る協定書等の締結に関する事務
- ウ 委託業務の履行確認に関する事務
- エ 事業費の支出に関する事務

- 5 監査結果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。